

# 第117回広島2人デモ

2014年12月12日(金曜日) 18:00～19:00  
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」  
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりから調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させるかも、変えていくかも、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

# 原発問題根本理解の教科書 大飯・高浜原発運転差止 仮処分申立書 その1

## 本日のトピック

- 原発問題はまた憲法問題なのです
- 原発を憲法違反とする福井地裁判決、安倍自民党は現行憲法を変えるつもりです
- 2014年12月5日大飯・高浜原発運転差止仮処分申立
- 申立書本文の構成－「祈りともいふべき思いを込めて本件申立てを行う」
- チェルノブイリ原発事故とフクシマ原発事故
- 基準地震動を上回る地震に襲われた原発
- 県庁所在地が陥落、行政機能麻痺に
- 被保全権利と妨害予防請求権－人格権が最高の価値

## 原発問題はまた憲法問題なのです

このところマスコミ各紙が「自民党300議席獲得へ」とか「自公で2/3議席獲得確実」とか、連日のように自民党大勝の「選挙予測」を流しています。(これは、選挙結果に大きな影響を与えるという意味で、公職選挙法違反ではないかと私は思うのですが) この選挙予測は2つの効果を生みます。一つは「勝ち馬効果」。人間心理は勝利・成功に靡こうとします。もう一つは「諦め効果」。選挙結果が事前に示されるのですから、これは投票意欲を著しく削ぎます。「私の1票がキャスティングボードを握っている」と思えばこそ投票意欲も湧くというものです。

ともかく、自公で2/3を確保すれば、後4年間は自公政権が継続します。(解散前480議席中、自公で325議席をもっており、68.33%で、すでに優に2/3を超えていたのですが。2頁表3参照のこと)

次の4年間で、安倍自民党が確実に実現しようとする政策があります。それは改憲です。(憲法改正なのか改悪なのかは見る人によって異なります) 選挙に勝つと「私は国民から白紙委任をもらった」「私が憲法だ」とばかり、選挙ではおくびにも出さなかった政策を次から次へとくり出す安倍首相ですから、改憲を持ち出すことは、もうお天道さまが東から昇るくらい確実なことでしょう。

2012年暮総選挙の時、安倍自民党が主要な公約に掲げずに、実行した重要な政策を並べてみましょう。NSCの内閣一体化、そして表裏一体の関係にある特定秘密保護法、集団的自衛権行使、武器輸出解禁、経済格差拡大政策(アベノミクス)の推進、改憲露払いの役割をもつ国民投票法の成立、そして手のひらを返したかのような原発推進政策と原発輸出政策。どれも「聞いてませんよ」という話です。ワイマール憲法廃止などおくびにも出さず選挙で大勝した1933年のナチス・ヒトラーそっくりです。<次ページへ>

## 表1 自民党改憲草案の骨子

- ・前文  
現行前文全面削除。国家主義的前文を全面新設。
- ・『戦争の放棄』から『安全保障』へ(憲法第9条)  
「陸海軍その他の戦力は、これを保持しない、国の交戦権はこれを認めない」→全面削除。かわりに「国防軍創設条項」が盛り込まれている。
- ・『国民の責務』(第12条)  
「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」→基本的人権の格下げ
- ・『個の尊重・幸福権の追求』(第13条)  
「全ての国民は個人として尊重される」→「人として尊重される」→「個の尊重」規定の剥奪  
「幸福追求に対する国民の権利については…最大の尊重を必要とする」→幸福権追求の権利全面削除
- ・『信教の自由』(第20条)  
「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教活動もしてはならない」→「ただし、社会的儀礼又は習俗行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」→国家神道、靖国神社崇拝の例外規定
- ・『表現の自由』(第21条)  
「集会、結社及び言論、出版その他の表現の自由は、これを保障する」→「公益及び公の秩序を害する事を目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」→治安維持法の精神の復活
- ・『教育』(第26条)  
「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことができないものであることに鑑み(自民党草案新設)→個人のための教育から国家のための教育への転換(事実上現行教育基本法変更時に達成している)
- ・『内閣の権能』(第54条)  
「衆議院の解散は内閣総理大臣が決定する」(新設)→内閣総理大臣の独裁強化
- ・『緊急事態』の新設  
「緊急事態」時には内閣総理大臣にすべての独裁的権限が集中し、内閣・国会は超憲法的存在となる。(現在は法律の定めるところ、福島第一原発事故による放射線災害鎮静のために内閣総理大臣にすべての権限が集中しているが、原子力災害対策本部長たる安倍首相は全くその権限を行使しようとしていない)
- ・『憲法が最高法規であること』(第97条)  
「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」→全面削除
- ・『憲法尊重義務』(第99条)  
「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」→「全て国民はこの憲法を尊重しなければならない」→憲法尊重を権力機関の義務から国民の義務へ。立憲主義の精神を事実上放棄。

【参照資料】自由民主党「日本国憲法改正草案(現行憲法対照)」2012年4月27日決定  
https://www.jimin.jp/policy/policy\_topics/pdf/seisaku-109.pdf

# 原発を憲法違反とする福井地裁判決、安倍自民党は現行憲法を変えるつもりです

＜前ページより続き＞

ところが現行憲法を変えると、私たち原発反対の市民は非常に困ったことになります。原発に反対する法的根拠を失うからです。自民党がどの方向に憲法を変えようとしているかは明白でしょう。自民党の Web サイトに「日本国憲法改憲草案」が掲載されています。(1 頁表 1 参照のこと)

表 1 には例えば、「天皇の国家元首化」など掲載しきれなかった重要変更点も数多くありますが、この表を眺めて誰しも気がつくことは、「**基本的人権**」の価値を「**国家**」の価値の下位におこうとする思想でしょう。それに伴い**憲法を、権力機関が遵守する存在から、「国民が遵守」する存在へ**と換骨奪胎することでしょう。事実上、**立憲主義の放棄**です。

現在の憲法は、ちょうど自民党改憲草案とは真逆の構造をもっています。それが表 2 です。国家権力から私たちの基本的人権を守る最後の、そして最強の砦として、曲がりなりにも憲法は機能してきました。この意味で、憲法は国民が守る存在ではなく、国民を守る存在です。憲法を遵守すべきは国家権力の側なのです。

今から 1 年半前の第 47 回広島 2 人デモ (2013 年 5 月 3 日) のチラシで私たちは次のように書きました。引用します。

「近代民主主義国家における憲法とは、まず『国家権力』の権力濫用に対する歯止め装置として成立しました。日本国憲法もまたそうです。天皇を頂点とする国家権力が、国民 (臣民) の守るべき基本法として制定した旧日本帝国憲法との決定的違いがここにあります。旧日本帝国憲法は国民 (臣民) が守るべきものでしたが、現在の日本国憲法は逆に「国家権力」が遵守すべきものなのです。

福島原発事故以降“憲法と原発問題”の関係は一変しました。福島原発事故そのものが憲法前文で規定する「基本的人権の尊重」(① 恐怖から免れる権利=自由権、② 欠乏から免れる権利=社会権、③ 平和のうちに生存する権利=平和的生存権)を明らかに侵しています。さらに憲法 25 条で定める『生存権』を侵しているばかりか、13 条で定める『幸福追求権』も侵害しています。

福島原発事故に怯える現地の子どもたちが「放射能による健康被害の可能性」から自由に (恐怖から解放されて)、学校教育を受ける権利を主張して裁判に訴えましたが仙台高裁は「将来はいざ知らず現在は放射能の害はない」として訴えを退けました。憲法を守るべき裁判所も権力迎合型となっています。もし私たちが憲法を正しく理解すれば、『原発推進は国家権力の濫用』、『原発は憲法違反』の結論を難なく導き出せるでしょう」

## 大飯原発運転差止福井地裁判決

もしこのチラシの時点で私たちが間違っているとしたら、「憲法を守るべき裁判所も権力迎合型」という個所でしょう。憲法から私たちを守ろう、科学技術の暴力装置 (原発) から私たちのいのちと健康を守ろう、とする裁判所の判決が現れたからです。それが、関西電力の「大飯原発運転差止」を命じた福井地裁判決です。2014 年 5 月 21 日のことでした。もちろんこの判決を導き出したのは、日本国憲法を盾にして、福島原発事故の現実を下敷きにした、原告訴訟団の用意周到かつ網羅的、科

学的訴状のおかげです。この訴状を突きつけられれば、樋口英明裁判長でなくても、同様の判決を出さざるをえなかったかも知れません。また、判決の背景には、福島原発事故を契機に、原発問題と真剣に向かい合っただけでなく、司法界全体の深刻な反省があったのかもしれない。

この判決で樋口裁判長は次のように述べています。

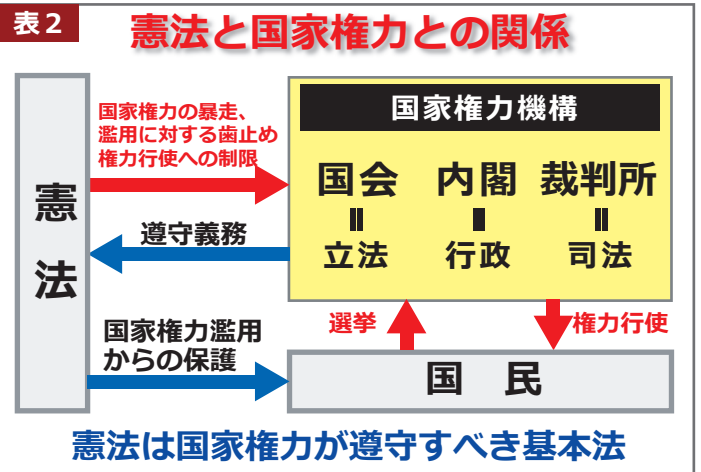
「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい」(「大飯原発を 3、4 号機運転差止請求事件判決要旨」2014 年 5 月 21 日福井地裁。より簡易的には 2014 年 6 月 20 日第 99 回広島 2 人デモチラシの表 4「判決要約」参照のこと)

福井地裁判決は、憲法を盾にして敢然と私たちの基本的人権 (生存権。同判決が使った言葉は「人格権」) を守ったのです。

「原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、万一の場合でも放射性物質の危険から国民の安全を守る万全の措置がとられなければならない」(同判決)

原発の絶対安全性を否定せざるを得ず、万一の場合を想定する原子力規制委員会の規制基準、あるいは万一の場合を想定して 30km 圏住民に避難を義務づける原子力災害対策指針、福井地裁判決を無視し続ける原子力規制委員会などは、明白に憲法違反の存在ということになります。

ここでもう一度 1 頁の自民党改憲草案を見て下さい。福井地裁判決がよって立つ、憲法前文、第 13 条「幸福権追求の権利」、第 97 条「憲法の最高法規」性、第 99 条の「国家権力の憲法尊重義務」などは根こそぎそぎ落とされているか、あるいは換骨奪胎させられています。自民党草案のもとでは「福井地裁判決」は生まれることができません。原発問題は同時に憲法問題であり、今回総選挙で自公が大勝すれば、必ず改憲が提議されるであろうことを、皆さん、頭の中に叩き込んでおいて下さい。



**表 3 2012 年総選挙における自民党得票率と獲得議席数**

党派	小選挙区			比例代表			合計議席	増減
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数		
自民党	25,643,309	40.3%	237	16,624,457	27.6%	57	294	176
民主党	13,598,773	22.8%	27	9,628,653	15.9%	30	57	▲ 174
日本維新の会	6,942,353	11.6%	14	1,226,228	20.3%	40	54	43
公明党	885,881	1.4%	9	7,116,474	11.8%	22	31	10
みんなの党	2,807,244	4.7%	4	5,245,586	8.7%	14	18	10
日本未来の党	2,992,365	5.0%	2	3,423,915	5.6%	7	9	▲ 52
日本共産党	4,700,289	7.8%	0	3,689,159	6.1%	8	8	▲ 1
その他	2,056,352	6.4%	7	13,225,416	4.0%	2	9	▲ 12
合計	59,626,566	100.0%	300	60,179,888	100.0%	180	480	-

投票率は 59.32% で前回 69.28% と比較すると 10% 近く下がった  
【参照資料】日本語ウィキペディア『第 46 回衆議院総選挙』

# 2014年12月5日大飯・高浜原発運転差止仮処分申立

今年12月5日、関西電力大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機の運転差止仮処分命令申立が、住民9名(松田正他8名)を原告(債権者)に、関西電力を被告(債務者)として起こされました。表4はその際に原告側が用意した「申立書」の構成表です。一読して、この申立書が、専門的、網羅的、科学的であること、日本国憲法の趣旨に添った内容となっていることがわかりでしょう。

原告団は、5月21日の福井地裁判決でほぼ全面的に勝利し、大飯原発3・4号機の運転差止命令を福井地裁に出させました。ところが、被告関西電力は同日直ちに控訴、名古屋高裁金沢支部で現在係争中です。この裁判の第1回口頭弁論で、関西電力は自ら控訴したにもかかわらず、全く新たな証拠・証人を示さず、正面から闘う姿勢よりも、裁判を長引かせ、その間に既成事実を積み上げてしまおう(大飯原発・高浜原発の再稼働)という態度をあからさまに見せました。控訴しておけば名古屋高裁金沢支部の判決がでるまでは、福井地裁判決の効力は保留となるからです。もう一つの大きな要因は、2014年11月27日、滋賀県大津地裁で、滋賀県住民が求めていた、大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機の運転差止仮処分申立が却下になったことがあげられます。(大津地裁：山本善彦裁判長)この裁判で、山本裁判長は、福井地裁判決同様「原発事故で取り返しのつかない事態となること」は認めつつも、「規制委員会がいたずらに早急に、規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは考えがたい」とし、「原発事故で取り返しのつかない危険」は差し迫った危険ではない、としてこの仮処分申立てを却下したのでした。

ところでこの山本裁判長の判決には、今となって見れば、明らかな事実誤認が少なくとも2つ含まれています。

一つは「原発再稼働を認めるのは、政府の仕事であって、規制委の持ち分ではないこと。規制委は基準に適合しているかどうかを審査するだけであること」です。もう一つは、11月7日には、鹿児島県知事の伊藤祐一郎氏が、まだ規制委の規制基準適合審査が終了していないにもかかわらず、九州電力川内原発の再稼働を早々と認め、事態は規制委の思惑を離れ、無理矢理川内原発再稼働に向けて突っ走りをはじめた、という点です。(まぼろしの第115回広島2人デモチラシ『原発安全神話と訣別したなら安全神話時代の“立地自治体”概念とも訣別すべき』参照のこと。なおマスコミはごく一部を除いて、川内原発は規制基準適合に合格しているという立場です)つまり、この動きで「原発事故の取り返しのつかない危険は、差し迫った危険」となっていることが立証されたわけです。

関西電力の裁判引き延ばし作戦、大津地裁の事実誤認判決に直面した原告団は、急きょ「大飯原発・高浜原発運転差止仮処分命令」を求めて、提訴したのでした。仮に「運転差止仮処分命令」が出されれば、関西電力は規制委の審査いかにかわらず、この命令に服さなければなりません。関西電力は、仮処分命令を取り消すために訴訟を起こさなくてはなりませんが、今度は、前述の「福井地裁判決」のケースとは真逆で、仮処分命令が取り消されるまで、運転停止仮処分命令は有効、早く取り消させるためには、関西電力は裁判を急がなくてはならなくなる、いわば攻守逆転する、といった効果ももちます。

ところでこの申立書は、本文(24頁)と本文を支える証拠書類(第一準備書面から第五準備書面まで)という構成となっており、目的は関西電力大飯・高浜両原発の運転差止にあるのですが、見方を変えれば、「なぜ原発を再稼働させてはならないか」を、専門的かつ網羅的、また論理的・科学的・実証的に説明している、いわば「反原発の教科書」にもなっていることが大きな特徴です。しかも大津地裁判決、川内原発再稼働問題など、直近の動きも取り込んでおり、これに「低線量内部被曝の危険」を加えればほぼ鉄壁の内容となります。

表4 大飯原発3・4号機 高浜原発3・4号機 運転差止仮処分申立の概要

1. 申立書 本文 (A4版 54頁)
2. 申立書 別紙1乃至4 (A4版 17頁)  
(申立書に付随する図・表・法令引用など参考資料)

以下は申立書を支える証拠書類に相当する

### 3. 第一準備書面 (A4版 24頁)

#### 原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続

現在、新規制基準が策定され各地の原発で様々な施策が採られようとしているが、新規制基準には外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていない(仮処分申立書別紙4参照)。したがって、債務者の再稼働申請に基づき、第2、第3に摘出した問題点が解消されることがないまま新規制基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。こうした場合、本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することとなる。

以上のとおり、福井地裁判決の判決理由その他を基礎に考えれば、本件大飯原発はもちろんのこと、本件高浜原発についてもその運転によって直接的に債権者らの人格権が侵害される具体的な危険があることは明らかである。  
(引用抜粋 第一準備書面 23-24頁)

### 4. 第二準備書面 (A4版 100頁)

#### 第5章 結語

以上のとおり、原判決は、誰もが認める科学的事実を前提に判断したものであって、法的にも科学的にもきわめて適切な判断がなされたものであり、原判決に対する債務者の控訴に理由はない。

(引用抜粋 第二準備書面 100頁)

### 5. 第三準備書面 (A4版 57頁)

#### 目次

- 第1 再稼働により生じる事故発生の危険性について……………2頁
- 第2 津波による事故発生の危険性について……………6頁
- 第3 深層崩壊等による事故発生の危険性について……………14頁
- 第4 土砂災害による事故発生の危険性について……………26頁
- 第5 本件原発の老朽化による事故発生の危険性について……………29頁
- 第6 再循環サンプの閉塞による事故発生の危険性について……………50頁

(引用抜粋 第三準備書面 1頁)

#### 9 小括

以上の問題点を概略的に述べれば以下のような事象を招くものである。

- ①配管破断事故発生
- ②高温高圧の水蒸気噴出
- ③配管機器に巻かれた保温材破壊
- ④サンプストレーナフィルタに繊維保温材が全体に張り付く
- ⑤繊維保温材が全体に張り付き、さらに細かい粒子状のごみが付着する
- ⑥フィルタが目詰まり
- ⑦一次冷却水の再循環サンプへの流入量確保できず(NPSH低下)
- ⑧ECCSポンプの機能喪失
- ⑨炉心冷却失敗
- ⑩炉心溶融
- ⑪格納容器破損
- ⑫環境へ核分裂生成物放出

(引用抜粋 第三準備書面 56頁)

### 6. 第四準備書面 (A4版 149頁)

原発の耐震設計における当たり前過ぎる問題を、事業者、国、裁判所が一体となって、あえて無視してこれまで原発の運転はなされてきた。しかし、自然は、容赦なく、巨大な現象として立ち現われ、原子炉を破壊に導く。極めて大きな地震動を本件原発に与えたときに、本件原発がその地震動に耐えられる保証は何もない。そのときには、本件原子炉は、新規制基準も認める「大規模損壊」となって、多量の放射性物質を環境中に一気に放出する。日本の破滅すらもたらしかねない本件原発の稼働を阻止するのは、まさしく本裁判に与えられた極めて重大な任務である。このことを、当裁判所も肝に銘じて認識する必要がある。

(引用抜粋 第四準備書面 149頁)

### 7. 第五準備書面 (A4版 33頁)

#### 5 結論

以上のとおり、本件高浜原発で策定されている基準地震動Ss(700ガル)は、震源を特定して策定する地震動においても、震源を特定せず策定する地震動においても極めて過小である。

よって、本件高浜原発は、耐震設計上の安全性を欠くものとして、直ちに差止められることが必要である。  
(引用抜粋 第五準備書面 33頁)

[資料参照] 福井から原発を止める裁判の会「運転差止止め仮処分の申立立て」  
<http://adienpp.com/karisisitome/karisisitome.html>

# 申立書本文の構成 – 「祈りともいうべき思いを込めて本件申し立てを行う」

裁判の訴状、というとなにやらいかめしく取っつきにくい、印象を持ちます。ところがこの申立書は、当然裁判用語は使っているものの、できるだけ一般市民が理解できるように、という工夫が見られ、頻繁に出てくる裁判用語や専門用語にさえ慣れてしまえば、結構面白い読み物なのです。そこでこのチラシでは、原発推進・賛成・容認のみなさん方を含め、幅広く紹介し、同時に私たちもさらに理解を深めたい、と考えます。

反原発・脱原発を主張する人は大勢います。ところが少なからぬ人々が、感情的・情緒的反対論であったり、全体観を持たないまま、部分的な技術論を展開したり、あるいは原発推進の人たちの主張や、原子力規制委員会の考え方を理解しないまま、的外れな批判や反対論を展開したり、一言でいえば「**反原発・脱原発の人たちは感情的・情緒的、非科学的・非実証的**」という原発推進勢力に格好の批判の口実を与えているケースが往々にして見受けられます。このことが「反原発運動」を仲間内だけの運動とし、一般市民社会に堂々と斬り込んでいって、説得する姿勢に欠ける大きな要因になっているのだと思います。

2年くらい前のことですが、私は、ある広島で永年の市民運動家として目される人から、「一般市民に難しいことをいってもわからんよ」といわれて、面食らったこともあります。しかし難しくだろうがやさしくだろうが、相手のいうことを理解して正面から科学的・論理的・実証的に反論できなければ、「反原発」を一般市民に説得できないことは明らかでしょう。

この点、この申立書は、電力会社の主張、原発の科学技術的知見、原子力規制委員会の主張、福島原発事故国会事故調の主張、政府事故調の主張などほぼ必要と思える論点をカバーし、なおかつ私たちの生存と人格権を守ってくれる憲法を深く理解した上での論理展開を行っています。従来の「原発エネルギー問題論者」の枠組みをはるかに越えているということでもあります。つまりはこの申立書を理解すれば、誰でも優れた反原発論者になることができるという特性も備えているのです。私が「反原発の教科書」と呼ぶゆえんです。

## 司法のみが国を救う

といって長文の文書ですから、1回のチラシで扱い切れません。今回は、「申立書本文」を中心に、その内容を垣間見、理解を深めたいと思います。本文構成は、その目次に端的に示されています。第1章で、今回申立の前提となる事実関係を述べ、第2章では、やや法律論ではありますが、「仮処分を申し立てる権利」について説明し、第3章で「仮処分命令（保全命令）が差し迫って必要」であることを論証し、第4章で、これも法律論ではありますが、「仮処分に伴う担保提出」が必要でないこと、を説明しています。

そして、第5章の結語は、次のような感動的な文言で結ばれています。引用します。（表6参照のこと）

「…いざ選挙となると原発推進政党が大勝している。それは選挙制度のゆがみ及び国民の投票行動の曖昧さによるものである。民主主義が時として犯す誤りである。そのような時にこそ司法の出番である。司法は…法と事実と正義に基づいて裁判を行うことができるからである。現状においては、**司法のみが国を、西日本を、北陸を、原子力災害から救うことができる。**

福井地裁判決の論理的、必然的帰結として、本件仮処分は認容されるべきである。

債権者らは、**祈りともいうべき思いを込めて本件申し立てを行うものである**」

表5 大飯原発3・4号機 高浜原発3・4号機運転差止仮処分 申立の理由

目次	
第1 前提事実	4
1 当事者	4
2 本件原発及びその周辺の概要	4
3 原子力発電所の仕組み	7
4 本件原発の構造	8
5 使用済み核燃料	12
6 本件原発に係る安全性の審査の経緯、方法	13
7 新規制基準及び再稼働申請	19
8 チェルノブイリ原発事故	21
9 東日本大震災及び福島原発事故（甲1・24, 150頁）	22
10 日本の原発に基準地震動S1, 基準地震動S2, 基準地震動Ssを上回る地震が到来した事例	24
第2 仮処分により保全すべき権利	25
1 はじめに	25
2 本件仮処分申立ての被保全権利と判断の基準	25
3 債権者ら準備書面の構成について	28
4 被保全権利につき、他の裁判所も福井地裁判決と同様の理解に立っていること	31
第3 保全の必要性	34
1 福井地裁判決を無視して本件原発が再稼働されようとしていること	34
2 本件原発の再稼働は迫っており、本件仮処分の申立てによって運転を差し止めなければ、再稼働により人格権侵害の危険が顕在化すること	41
3 判例・通説に照らせば、本件において、現時点における保全の必要性は肯定されること	46
第4 担保は不要であること	48
1 裁判官が考慮すべきファクター	49
2 被保全権利や保全の必要性の疎明の程度について	49
3 予想される債務者の被害について	50
4 担保を供させることが正義・公平の観点から適切か否かについて	52
5 まとめ（本件仮処分は無担保で発せられるべきこと）	54
第5 結語	54

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会「申立書 目次」2～3頁  
<http://adienpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

表6 大飯原発3・4号機 高浜原発3・4号機運転差止仮処分 第5 結語

債権者らは、我が国を愛するが故に本件仮処分の申立てをした。本件申立ては、大津地裁仮処分決定（却下決定）に失望した者たちが急遽申し立てたものであり、時間的余裕がなく9名による申立てとなったが、その背後には極めて多くの市民が支持をしている。しかるに、政府及び債務者を含む全電力会社は原発再稼働へ血道を上げている。国民はアンケートによれば7割前後が脱原発賛成なのに、いざ選挙となると原発推進政党が大勝している。それは選挙制度のゆがみ及び国民の投票行動の曖昧さ（意見は脱原発であるにもかかわらず、しがらみや目先の利益を優先させて、地元の原発推進候補に投票してしまうなど）によるものである。民主主義が時として犯す誤りである。そのようなときこそ司法の出番である。司法は多数決や政権政党の思惑とは無関係に、法と事実と正義に基づいて裁判を行うことができるからである。現状においては、**司法のみが国を、西日本を、北陸を、原子力災害から救うことができる。**

福井地裁判決の論理的、必然的帰結として、本件仮処分は認容されるべきである。

債権者らは、**祈りともいうべき思いを込めて本件申し立てを行うものである。**

※赤字は当方による強調

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会「申立書 結語」54頁  
<http://adienpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

# チェルノブイリ原発事故とフクシマ原発事故

第1章の「前提事実」の中に挿入されている一節です。前提事実では、当事者は、債権者（大飯・高浜原発から250km圏内に居住する者。日本の原発に当てはまればほぼ日本国民全員ということになります）と債務者（関西電力。これも全国に敷衍すれば、現在大間原発を建設している電源開発を含め全ての原発運転電力会社ということになります）を明らかにし、次に大飯原発・高浜原発とその周辺の状況、特に高浜原発3号機が、安全性の確認できていないブルサーマル炉であることを指摘しています。さらに、原発の仕組み、使用済核燃料、両原発建設から福島原発事故発生直後までの安全性に関するやりとりを概観し、原子力規制委員会成立と新規制基準の成立、新規制基準に基づく関西電力の再稼働申請とその審査状況までを概観しています。

そして出てくるのがチェルノブイリ原発事故と福島原発事故です。頁数にしてわずか2頁あまりという短い一節ですが、極めて重要な一節です。というのは、原発の危険は、抽象的・空想上の危険ではなく、きわめて具体的・現実的な危険であり、それを立証するのが、この2つの（この2つばかりでは実はありませんが）事件だからです。それだけに原発推進勢力はこの2つの事件をできるだけ軽く、過小評価しようと努力するわけです。

チェルノブイリ原発事故については、「…大量の放射性物質の放出が継続した」と述べ、放射能はベラルーシ南部を通過し、海を越えてスウェーデンで検出され、事故発生の1986年4月末までにはヨーロッパ全体を覆い、さらに5月上旬にかけて北半球のほぼ全域で観測された、と述べています。大した放射能被害はなかった、甲状腺がんが約3000人に現れたのみ、といった報告がなされ、いまだにチェルノブイリ事故の過小評価を宣伝する風潮がありますが、率直に事実関係だけを簡単にいえば、この申立書の記述となります。（表7参照のこと）

そして福島原発事故。

国会事故調の報告や東電の報告などを網羅し、誰しも異論のない東電福島第一原発事故の経過を叙述しています。また放出放射能も、「少なくとも90万テラベクレル」とし、これも国会事故調、東電、原子力規制委員会などが一致している最低限の放出量を記載し、あくまで「合意された事実関係」に徹しています。（表8の(1)参照のこと）

「被害の概要」についても、避難者15万人、避難の過程で少なくとも60人の入院患者が死亡したこと、当時の原子力委員会委員長が250km圏住民の避難も検討したこと、などあくまで誰しも異論のない事実関係の記述に徹しています。逆に言えば、原発賛成派、反対派に限らず議論に際してはこれら事実関係を最低限の知見としてベースに置かねばならず、恣意的なねじ曲げは許されない、ということでもあります。

また、放射能の被害についてはもっとも議論の分かれるところではありますが、少なくともウクライナ、ベラルーシ両国は、今なおかつ広範囲にわたる地域を避難区域と定めている事実は、「放射性物質のもたらす健康被害について、（フクシマ事故では）楽観的な見方をした上で、避難区域を最小限でよい」とする見方の正当性に重大な疑問を投げかける、としています。（表8の(2)参照のこと）

要するに様々な見方や考え方はあろうが、原発推進派・反対派が一致して共有する事実関係をまず土台にしよう、そしてその土台を出発点として、大飯原発・高浜原発の運転問題を考えていこう、とする基本姿勢がここでは貫かれています。

そしてその上で、次に扱う基準地震動問題を考えていこう、とする徹頭徹尾、科学的、実証主義的な姿勢に貫かれています。

表7 大飯原発3・4号機 高浜原発3・4号機運転差止仮処分  
前提事実8 チェルノブイリ原発事故

1986年4月26日、旧ソ連ウクライナ共和国の北辺に位置するチェルノブイリ原発で事故が発生した。保守点検のため前日より原子炉停止作業中であつた4号機（出力100万キロワット）で、同日午前1時23分、急激な出力22上昇をもたらし暴走事故が発生し爆発に至った。原子炉とその建屋は一瞬のうちに破壊され、爆発とそれに引き続いた火災にともない、大量の放射性物質の放出が継続した。最初の放射能雲は西から北西方向に流され、ベラルーシ南部を通過しバルト海へ向かった。同年4月27日には海を越えたスウェーデンで放射性物質が検出され、これをきっかけに同月28日ソビエト連邦共和国政府は事故発生の公表を余儀なくされた。チェルノブイリ原発からの放射性物質は、同月末までにヨーロッパ各地で、さらに同年5月上旬にかけて北半球のほぼ全域で観測された。

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会「申立書」21頁  
<http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

表8 大飯原発3・4号機 高浜原発3・4号機運転差止仮処分  
前提事実9 福島原発事故 抜粋

## (1) 震災及び事故の発生と概要

…東京電力福島第一原発の1号機乃至3号機（いずれも沸騰水型軽水炉）は運転中、4号機乃至6号機は定期点検中であつた。地震を感知してすぐに1号機乃至3号機は自動的にスクラム停止（原子炉緊急停止）した。ところが、地震により外部からの送電設備が損傷し、すべての外部電源を喪失した。そのため、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、いったん電源は回復したが、津波等の理由（津波だけが理由なのかは争いがある。）によって、1号機、2号機、4号機の全電源喪失及び3号機、5号機の全交流電源喪失（SBO）が生じた。

1号機乃至3号機はいずれも冷却機能を失ったためメルトダウン（炉心溶融）を引き起こし、さらに落下した核燃料が原子炉压力容器の底を貫通して原子炉格納容器に落下するというメルトスルー（炉心貫通）まで引き起こした。さらに、1号機、3号機及び4号機の原子炉建屋内において水素爆発が生じ、2号機では原子炉格納容器が一部破損し、これらによって大気中に放出されただけでも少なくとも90万テラベクレルと推定される放射性物質が大量に外部に放出される事態となった。

## (2) 被害の概要

…年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによってあるべき避難区域の広さも変わってくることになるが、既に20年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めている（甲32・35、275頁）。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を図ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となんら変わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないという事実は、放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問を投げかけるものである。上記250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである。

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会「申立書」21-22頁  
<http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

この姿勢は、「反原発論者は情緒的・感情的、よって非科学的」と批判する原発推進論者に対して、そのまま批判が自らに戻っていくことを意味します。すなわち「**原発推進論者の選択する事実関係は、恣意的・場当たりの・いいとこ取り、よって非科学的**」とする批判になって跳ね返っていくのです。

# 基準地震動を上回る地震に襲われた原発

原発推進論者の選択する事実関係は、「恣意的・場当たりの・いいとこ取り、よって非科学的」とする批判は、基準地震動問題に極めてよく当てはまります。

(基準地震動 S1、S2 は旧安全基準上の基準地震動のことです。S1 は「設計用最強地震」に対応する基準地震動のことです。それに対して、S2 は「設計用限界地震」に対応する基準地震動のことです。S1、S2 とも水平動 = 横揺れしか想定しておらず、また対象とする地震も過去の地震を参照しながらも、活断層地震しか考慮していませんでした。それに対して Ss は S1、S2 を統合した、新しい基準上の基準地震動のことです。しかし、よく見ると Ss は単に、S1、S2 の統合というに止まらず、想定する地震動は横揺れに加え縦揺れ = 垂直動も考慮の中に入っているとされます。さらに想定する地震も、大陸プレート間地震、一つの海洋プレート内地震、内陸地殻内地震 = それまでの活断層地震に相当、など拡大した概念です。現在は、基準地震動は当然 Ss で表現されています。単位はガルです。ガルは加速度の単位です。1 ガルは、1 秒間に、1 センチメートル毎秒の加速度の大きさと定義されています。『cm/s<sup>2</sup>』と表記します。記録に残る、世界最大の地震による加速度は、岩手・宮城内陸地震 - 2008 年 6 月 14 日、の際に岩手県一関市蔵美町祭時で観測した 4022 ガルです)

基準地震動は、原発耐震設計にかかわる基本的な概念ですが、設計上原子炉建屋や重要設備が、地震によって破壊されないと期待される地震動を指します。福井地裁判決のやりとりの中で、「大飯原発の基準地震動は既往最大の 4022 ガル (2008 年岩手・宮城内陸地震) に設定すべき」と主張する原告側に対して、関西電力は「大飯原発ではそのような地震は考えられない」としながらも、その根拠を示すことができませんでした。それはそうでしょう。2008 年に岩手県一関市で発生した揺れが、おおい町で発生しないなどという根拠を示すことは不可能です。そして基準地震動設定 700 ガルの大飯原発 (現在は 720 ガルに設定) で 1260 ガル超の地震が発生すれば、大飯原発の重要建屋や施設は倒壊し、重大事故に直結する蓋然性はすくぶる高いことを認めざるを得ませんでした。つまり 4022 ガルどころか、1260 ガル超の地震はやってこない、とするのは関西電力の希望的観測にしか過ぎなかったのです。(大飯原発に当てはまることは全国すべての原発に当てはまります。このことを認めている原子力規制委員会の規制基準もまた、希望的観測に基づいているということでもあります)

設定した「基準地震動」を超える地震が原発を襲う、このようなことは珍しいことでもなんでもなく、少なくとも過去に 5 例ある、というのが「申立書」主文の「前提事実」の中の「10. 日本の原発に基準地震動 S1、S2、Ss を上回る地震が到来した実例」です。しかもこの 5 例は 60 年近い日本の原発の歴史の中で、2005 年以降、すなわちここ 10 年に集中しているのです。(表 10 参照のこと)

順に見ておきましょう。まず 2005 年 (平成 17 年) の宮城県沖地震。この時東北電力女川原発は、その設定基準地震動 S2 を上回る地震動に襲われました。

次が 2007 年 (平成 19 年) の能登半島地震です。この時北陸電力志賀原発は基準地震動 S2 を上回る地震動に襲われました。

同じく 2007 年 (平成 19 年) の新潟中越沖地震。この時東京電力柏崎刈羽原発は基準地震動 S2 を 1.2 倍から 3.8 倍上回る地震動に襲われました。

そして 2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震です。このとき、基準地震動 Ss を上回る地震動に襲われた原発が 2 例でました。一つが、再び東北電力の女川原発です。もう一つがいつもまでもなく東電福島第一原発です。

表 9 大飯原発 3・4 号機 高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分

## 10 日本の原発に基準地震動 S1, 基準地震動 S2, 基準地震動 Ss を上回る地震が到来した事例

現在までに日本の原発に基準地震動 S1, 基準地震動 S2 及び基準地震動 Ss を超える地震動が到来した事例として、以下の 5 例 (以下、これらを併せて「本件 5 例」という。)がある。

### (1) 平成 17 年 8 月 16 日宮城県沖地震と①女川原発

平成 17 年 8 月 16 日に宮城県沖で地震が発生したところ、この際、①東北電力株式会社 (以下「東北電力」という。)女川原発において観測された地震動のはざとり波 (観測された地震動を基準地震動と比較するために解析作業を経て評価された地震動) の応答スペクトル (地震動がいろいろな固有周期を持つ構造物に対してそれぞれの程度の大きさの揺れ (応答) を生じさせるかを、縦軸に加速度や速度等の最大応答値、横軸に固有周期をとって描いたもの) は、女川原発の基準地震動 S2 の応答スペクトルを上回った (甲 125)。

### (2) 平成 19 年 3 月 25 日能登半島地震と②志賀原発

平成 19 年 3 月 25 日に能登半島地震が発生したところ、この際、②北陸電力株式会社 (以下「北陸電力」という。)志賀原発 1 号機及び 2 号機において観測された地震動のはざとり波の応答スペクトルの一部が志賀原発 1 号機及び 2 号機の基準地震動 S2 を超過した (甲 37)。

### (3) 平成 19 年 7 月 16 日新潟中越沖地震と③柏崎刈羽原発

平成 19 年 7 月 16 日に新潟中越沖地震が発生したところ、この際、③東京電力柏崎刈羽原発において観測された記録に基づいて推定された地震動が、柏崎刈羽原発の 1 号機乃至 7 号機に係る基準地震動 S2 を 1.2 倍から 3.8 倍上回ると評価された (甲 126)。

### (4) 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震と④福島第一原発及び⑤女川原発

前述のとおり、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生し、これにより、④福島第一原発及び⑤女川原発に、基準地震動 Ss を超えると評価される地震動が到来した (甲 1, 94)。

※赤字は当方による強調

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会「申立書」24-25 頁  
<http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

東京電力や政府事故調の報告では、地震で福島原発の設備は壊れなかった、と主張し、一方国会事故調報告は地震で設備がダメージを受けた可能性がある、と主張しています。どちらが正しいのか永遠の謎です。というのは、原子炉内部を詳しく調査するには、人が入って調査しなくてはなりません、少なくとも今後 100 年間は人が入って調査できる状態にはならないからです。ロボット調査では精々状況証拠しか出てこないのです。「…の可能性が高い」という程度です。

それに現在ただ今の話題からすれば、東電福島第一原発の設備が地震で壊れたかどうかは全く問題になりません。今の問題は、設定した基準地震動を超える地震動に襲われた、という事実そのものなのですから。

こうした事実は、現在設定されている基準地震動があまりにも低すぎる、という点しか示していません。それでは、なぜ福島第一以外の原発は、苛酷事故を起こさなかったのか、ということになります。原発推進勢力は「原発耐震設計の優秀さが証明された」と胸を張りたいところでしょうが、地震の巢みみたいな日本列島の状況からすればそれは単に運が良かったに過ぎません。そして僥倖はいつまでも続きません。原発業界はいつまでも幸運に酔い痴れる「破滅型ガンブラー」みたいなものです。

図1 東北電力 女川原発

1号機	BWR	52.4万kW
2号機	BWR	82.5万kW
3号機	BWR	82.5万kW

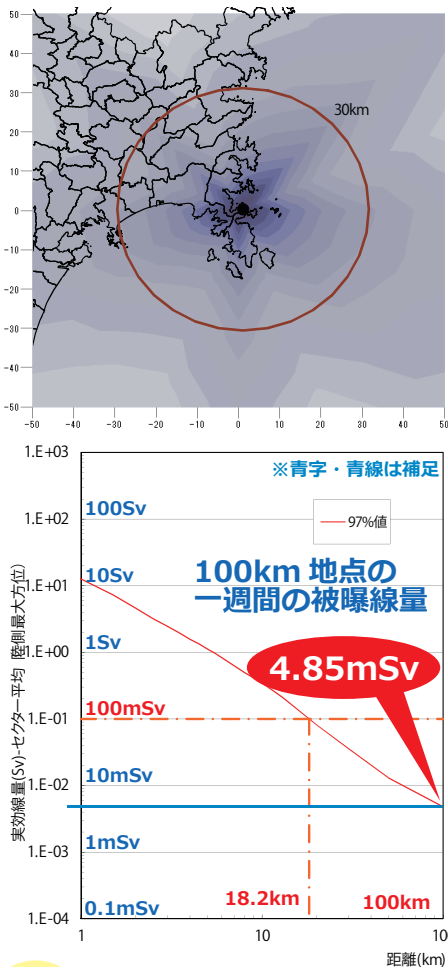


図2 東京電力 柏崎刈羽原発

1号機	BWR	110万kW	5号機	BWR	110万kW
2号機	BWR	110万kW	6号機	ABWR	135.6万kW
3号機	BWR	110万kW	7号機	ABWR	135.6万kW
4号機	BWR	110万kW			

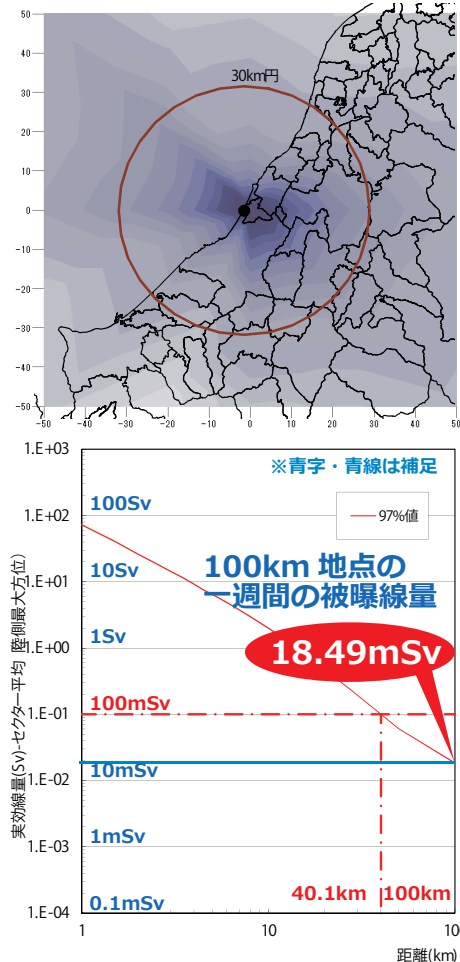
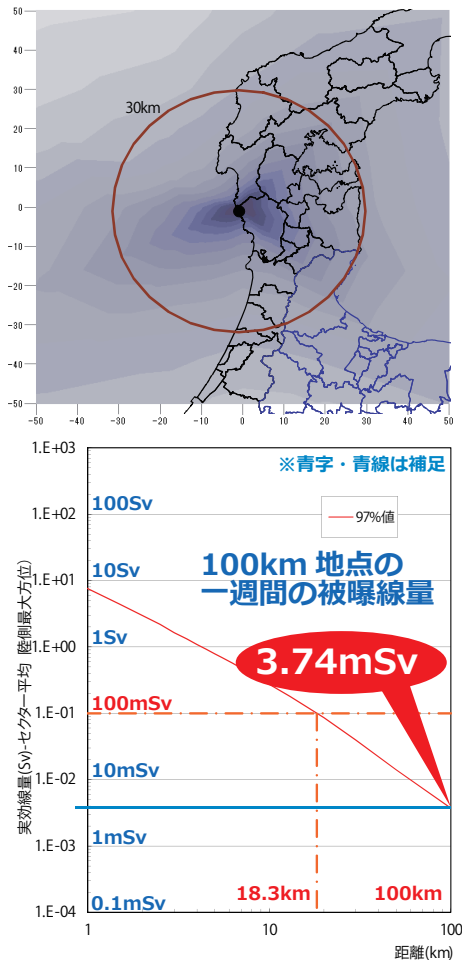


図3 北陸電力 志賀原発

1号機	BWR	54万kW
2号機	ABWR	135.8万kW



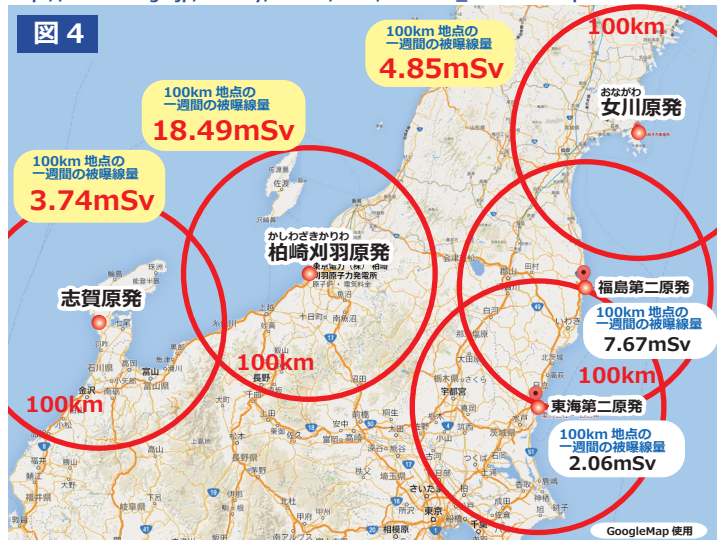
## 県庁所在地が陥落、行政機能麻痺に

やや「申立書」本文から離れます。申立書が指摘する、基準地震動以上の地震に襲われた、東電柏崎刈羽原発、東北電力女川原発、北陸電力志賀原発のいずれかで、運を使い果たしたギャンブラーよろしく、福島原発事故なみの苛酷事故が発生したとしましょう。これは単なる仮定の話ではなく、事実関係に基づいた合理的推測です。図1から図4に示した事態が起こります。これも私の勝手な当てずっぽうではなく、原子力規制委員会が2012年12月に公表した放射性物質拡散シミュレーションの結果です。風向きやその時の運にもよりますが（その時は運を使い果たしているので不運が次から次へとやってくると考えておいた方が良さそうです。フランスのことわざ通り「これが最悪だと思った時から本当の最悪がやってくる」となると思います）、各原発100km圏は、いずれも1週間被曝線量3mSv以上となり、現行の原子力災害対策指針の基準によっても、「一時移転」という名称の避難を強いられることになります。

この時注意していただきたいのは、東北電力女川原発では、その100km圏に宮城県の県庁所在地である仙台市が、東京電力柏崎刈羽原発では新潟県の県庁所在地新潟市、長野県の県庁所在地である長野市が、北陸電力志賀原発では、石川県の県庁所在地金沢市、富山県の県庁所在地富山市が、すっぽり含まれてしまい、いずれのケースでも県庁機能が真っ先に避難しなくてはならないという事態が発生するということです。

九州電力川内原発再稼働を承認した記者会見で、鹿児島県の伊藤祐一郎知事は、「原発災害についてはさほど心配していない。日本は自然災害の経験の豊富な国だ。自衛隊・警察・消防など瞬

【参照資料】原子力規制委員会「放射性物質拡散シミュレーション」  
[http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan\\_simulation1.pdf](http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf)



く間に災害救助活動が行われる」と述べ（まぼろしの第115回広島2人デモチラシ9頁表5-2「鹿児島県知事伊藤祐一郎氏記者会見抜粋 2014年11月7日」参照のこと）、楽観的に見通しを述べていましたが、この見通しこそ事実に基づかない恣意的な見解といわざるを得ません。放射能のために、避難誘導や人命救助すらままならないというのが、チェルノブイリ事故やフクシマ事故の教えるところ。事実に基づく予測としては、川内原発苛酷事故時には、30km圏の鹿児島県庁機能が真っ先に、伊藤知事を筆頭に避難、という事態になるでしょう。

行政中枢機能が麻痺する放射能災害、という様相を覚悟しておかねばならない、ということでもあります。

# 被保全権利と妨害予防請求権 – 人格権が最高の価値

ここで「申立書」の第2章「仮処分により保全すべき権利」に移ります。「被保全権利」だの「妨害予防請求権」だの小難しい法律用語が並びますが、その中身は憲法に根拠を持つ私たちの当然の権利であり、私たちが知っておかねばならない事柄です。また1頁表1で示した自民党改憲草案で、「公共の利益」の名の下に、こうした基本的権利に付随する権利を大幅に制限しようとしている諸点でもあります。

「大飯原発の再稼働は苛酷事故の蓋然性が高い。よって250km圏の住民の人格権を守る立場から、大飯原発の運転差止めを命ずる」とするのが福井地裁判決の骨子でした。しかるに大飯原発が再稼働してしまえば、当然人格権は侵害される蓋然性が高い、従ってこの人格権を保全するのは、国民の当然の権利である、となります。同時にこの人格権が妨害される恐れのある時には、これを予防するための請求も、当然の権利である、という論理構成になっています。このため、申立書では次のように福井地裁判決を援用しています。

**「人の生命を基礎とする人格権は日本の法制下でこれを超える価値を見出すことのできない最も重要な権利であることを認め、この人格権を侵害する恐れのある原発の差止めを請求できるのは当然であるとした。(人格権の妨害予防請求権) (表10-1 参照のこと) したがって保全する対象は「妨害予防請求権」となります。**

そして日本国憲法は人格権を最高の価値としているから、「**人格権の根幹部分に具体的侵害の恐れがある時には、侵害行為(この場合は大飯原発・高浜原発の運転)の差止めを請求できる**」(表10-2 参照のこと)と請求の法的根拠を示しています。

それでは、何をもちて「具体的侵害の恐れ」と判断するのか、その判断の基準はいったいどこに置くのか、という話になります。11月27日の大津地裁判決が、大飯・高浜原発の再稼働が「差し迫った危険ではない」と誤認した部分でもあります。

申立書はここでも福井地裁判決を援用します。

福井地裁判決は、万が一にでも原発からの放射線物質の危険があってはならない(原発リスクゼロ論)とし、一方原発は電気を生み出す手段に過ぎない、これは憲法22条でいう「経済活動の自由」に相当するが、「経済活動の自由」の価値は、「人格権」の価値に比べればはるかに下位にある、そして次のように述べます。

**「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利(人格権)が極めて広汎に奪われる可能性があるのは、原発事故以外に想定し難い」**

そしてそのような可能性を招く、

**「具体的な危険性が万が一にでもあれば、その差止めが認められるのは当然である」と結論します。**

すなわち「具体的な恐れ」とは、「リスクゼロではない原発」の存在そのものであり、判断基準は憲法が保障する「人格権」だ、ということになります。(表10-3 参照のこと)

福島原発事故後、裁判所は、原発によって万が一にでも、人格権が侵害される可能性があるかないかを判断の対象とすべきなのであって、「この判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい」と福井地裁判決を援用しながら、「このような枠組みに基づいて判断を受けるため、本件仮処分の申し立てを行う」と、福井地裁に対する信頼を表明しつつこの章を締めくくっています。またこの福井地裁判決を踏まえれば、万が一の放射能拡散(リスクゼロはない)を想定し、それに伴う広域避難を義務づける原子力災害対策指針そのものが人格権侵害の憲法違反法令だということになります。

また、いかなる原発も苛酷事故のリスクゼロではない、可能性として大量放射能放出の危険はつきまとうことを前提とした現在

表10 大飯原発3・4号機 高浜原発3・4号機 運転差止め仮処分申立書抜粋

## 表10-1 人格権が最高の価値 (25頁)

被保全権利は人格権の妨害予防請求権

…まず人の生命を基礎とする人格権は日本の法制下でこれを超える価値を他に見出すことはできないもっとも重要な権利であることを認め、この人格権を侵害するおそれのある原発の差止めを請求できるのは当然であるとした。

## 表10-2 人格権は憲法上の権利 (26頁)

…個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。

## 表10-3 万が一にも放射性物質の危険から国民は護られねばならない (26～28頁)

そして、福井地裁判決は、福島原発事故のような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、差止めが認められるのは当然とした。同判決は、以下のように判断している。

「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。」

「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから(原子力基本法2条)、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、**少なくともかような事態を招く具体的な危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。**このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が容認されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。」

**「…本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的な危険性が万が一でもあるのが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後にあって、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」**

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会「申立書」25-28頁 <http://adieunpp.com/karisasitome/mousitatesyo.files/mousitatesyo.pdf>

の規制基準、そしてそれを決定した原子力規制委員会の存在そのものが憲法違反という結論も導けそうです。

しかしそれも、人格権に最高価値を置く現行憲法が健在だとしての話です。この現行憲法を1頁表1に見られるごとく、安倍自民党政権は、別な項目に最高価値を置く憲法に変えようとしています。繰り返しになりますが、今回総選挙で自公政権が大勝すれば、改憲の提議がなされることはほぼ確実です。

さて、みなさんは、いかがお考えでしょうか？